## 「経営者保証に関するガイドライン」について

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題を解決するために、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」により取りまとめられた中小企業(債務者)・経営者(保証人)・金融機関(債権者)の自主的なルールです。

当金庫と中小企業の経営者との間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインが適用されることとなります。

本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。

- 経営者保証に関するガイドラインをご存じですか
- 経営者保証に関するガイドライン
- 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則™
- 廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方
- 経営者保証に関するガイドライン Q&A PP
- 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理に関する Q&A.

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに 関する相談窓口を本支店の融資相談窓口にご用意しております。

以上

遠軽信用金庫